

## 高知県建設工事指名業者選定審査会規程

### (設置)

第1条 県の行う建設工事の指名競争入札に係る指名業者の選定について、その公正を期するため、高知県建設工事指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 審査会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 1件の請負対象金額が3億円以上の工事及び委員長が特に必要と認めた工事に係る指名業者の選定に関すること。
- (2) 指名競争入札参加資格者の指名停止に関すること。

### (組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、農業振興部長、林業振興・環境部長、水産振興部長、土木部長及び会計管理局長の職にある者をもって充てる。

### (会議)

第4条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。
- 3 委員が会議に出席できないときは、当該委員があらかじめ指定した者が、その職務を代理するものとする。
- 4 委員長は、必要に応じ、関係職員の出席を求め、その意見を徴するものとする。

### (庶務)

第5条 審査会の庶務は、土木部建設管理課において行う。

### (雑則)

第6条 この規程で定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、別に定める。

#### 付 則

この訓令は、昭和41年3月4日から施行する。

#### 付 則（昭和41年4月26日訓令第13号）

この訓令は、昭和41年4月26日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

#### 付 則（昭和46年7月9日訓令第23号）

この訓令は、昭和46年7月9日から施行する。

#### 附 則（昭和50年4月1日訓令第18号）

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

#### 附 則（昭和52年4月1日訓令第4号）

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

#### 附 則（昭和53年3月24日訓令第2号）

この訓令は、昭和53年3月24日から施行する。

#### 附 則（昭和53年4月1日訓令第3号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

#### 附 則（昭和53年8月1日訓令第11号）

この訓令は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日訓令第2号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日訓令第7号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日訓令第7号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日訓令第6号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日訓令第10号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日訓令第21号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年7月6日訓令第35号）

この訓令は、平成7年7月6日から施行する。

附 則（平成10年4月1日訓令第2号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日訓令第4号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓令第18号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日訓令第4号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。